

別表十七（二の三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5の3《対象純支払等に係る課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「超過利子額5」の欄は、次によります。
 - (1) 当該事業年度が措置法第66条の5の3第3項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表十七(二の三)付表「3」の欄の金額を記載します。
 - (2) 当該事業年度前の各事業年度において生じた超過利子額（措置法第66条の5の3第1項に規定する超過利子額をいいます。(2)において同じです。）（超過利子額とみなされたものを含みます。）のうち、令和2年改正法附則第125条第4項《対象純支払利子等に係る課税の特例に関する経過措置》の規定によりないものとされる超過利子額は、記載しません。
- 3 「対象事業年度11」の欄は、当該法人の措置法令第39条の13の3第2項《対象純支払利子等に係る課税の特例》に規定する対象事業年度を記載します。